

【募集要項】

幼保連携型認定こども園の認可及び
幼稚園型・保育所型認定こども園の
認定の申請について
(既存の幼稚園及び保育所からの移行)



令和7年5月
松山市こども家庭部
保育・幼稚園課

目次

1. 募集の概要	2
(1) 応募事業者の要件	2
(2) 募集対象事業	2
(3) 認可・認定基準等について	2
2. 応募手続きについて	3
(1) 応募書類提出の流れ	3
(2) 応募にあたっての留意事項	3
(3) スケジュールについて	4
3. 選考方法	4
4. その他注意事項	5
5. 応募資格について	6

別紙

幼保連携型認定こども園設置認可申請書及び添付書類記入要領

幼保連携型認定こども園 添付書類一覧

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

幼稚園型・保育所型認定こども園認定申請書及び添付書類記入要領

幼稚園型・保育所型認定こども園 添付書類一覧

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

はじめに

松山市では、平成 25 年 8 月 6 日付及び平成 25 年 12 月 18 日付内閣府事務連絡のとおり、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行っているところです。

そこで、既存の幼稚園及び保育所（認定こども園も含む）から、「子ども・子育て支援新制度」で新たに認可・認定を受け、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型・保育所型認定こども園として事業を開始する事業者を募集します。既存の幼稚園及び保育所以外（地域型保育事業及び地域保育所等）からの認可・認定については、今回の募集では新たに定員を確保する地区がないことから募集対象ではありませんので、ご注意ください。

また、地方裁量型認定こども園から保育所型認定こども園への移行は保育所の認可申請を行ってください。（本申請は不要です。）

1. 募集の概要

（１）応募事業者の要件

令和 8 年 3 月末までに施設整備を完了し、認可・認定及び確認を受けて、令和 8 年 4 月 1 日までに開設すること。

「5. 応募資格について」をご覧ください。

（２）募集対象事業

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園
- 保育所型認定こども園

※今回の募集は、既存の幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する事業者（認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する事業者も含む）の募集です。

（３）認可・認定基準等について

- ① この要項のほか、下記の本市条例、規則及び細則を参照してください。あわせて、国の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）、同施行令、同施行規則、各通知及び事務連絡を参照してください。

（ア） 幼保連携型認定こども園の認可の場合

- 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 松山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

（イ） 幼稚園型・保育所型認定こども園の認定の場合

- 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- 松山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律施行細則

※認可・認定以外の施設型給付を受けるための確認に関しては「子ども・子育て支援法」をご確認ください。

2. 応募手続きについて

(1) 応募書類提出の流れ

① 申請書の事前提出

正式な認可・認定申請前に、認可・認定が得られる見込みがあるかどうかを確認するために、下記のとおり「幼保連携型認定こども園設置認可申請書（以下、「認可申請書」という。）」又は「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書（以下、「認定申請書」という。）」等を事前提出期間に提出してください。認可・認定申請に必要なその他添付書類は事前提出の時点では不要です。

- 認可申請書又は認定申請書（押印は不要です）

- 施設の図面（部屋の配置と有効面積が分かるもの）

期間：令和7年5月30日（金）まで ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：松山市役所別館2階 こども家庭部 保育・幼稚園課 施設担当(948-6224)

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

※幼保連携型認定こども園の認可申請の場合は、事前提出は必須です。（審査会の準備のため）

※幼稚園型・保育所型認定こども園の認定申請の場合は、事前提出は必須ではありませんが、可能な範囲で事前提出にご協力ください。

② 認可申請書又は認定申請書の本提出

期間：令和7年6月20日（金）まで ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：松山市役所別館2階 こども家庭部 保育・幼稚園課 施設担当(948-6224)

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

③ 提出書類

幼保連携型認定こども園の場合、下記をご確認ください。

- 別紙「幼保連携型認定こども園 添付書類一覧」

幼稚園型・保育所型認定こども園の場合、下記をご確認ください。

- 別紙「幼稚園型・保育所型認定こども園 添付書類一覧」

(2) 応募にあたっての留意事項

① 別紙「幼保連携型認定こども園設置認可申請書及び添付書類記入要領」又は「幼稚園型・保育所型認定こども園認定申請書及び添付書類記入要領」を確認の上、定められた提出期間内に必要書類を松山市保育・幼稚園課まで提出してください。

② 締切り後の追加提出は認めません（市が提出を求めた場合を除く）。

(3) スケジュールについて

日 程	内 容
令和7年5月16日(金) ～5月30日(金)	認可申請書又は認定申請書の事前提出期間
令和7年6月2日(月) ～6月20日(金)	認可申請書又は認定申請書の本提出期間
令和7年8月(予定)	松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 審査部会(ヒアリング等を実施)
令和7年8月～9月(予定)	事業者の内示・通知・公表
令和7年11月(予定)	松山市子ども・子育て会議(利用定員の仮協議)
令和7年11月(予定)	令和8年4月入園の案内及び申込受付
令和8年2月～3月(予定)	松山市子ども・子育て会議(利用定員の協議)
令和8年3月(予定)	現地確認
令和8年4月	認可・認定(事業開始)

3. 選考方法

(1) 書類審査

応募事業者から提出された事業計画その他の内容について書類審査を行い、認可・認定基準を満たしているかを確認します。

(2) 審査会(幼保連携型認定こども園の認可申請の場合のみ)

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会(以下「審査会」という。)による審査を行います。

① 書類審査

応募事業者から提出された事業計画その他の内容について、書類審査を行います。

② ヒアリング

書類審査後、応募事業者から提出された事業計画その他の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答を行っていただきます。なお、ヒアリング審査の日時や会場等は、書類提出締切り後に各応募事業者あてに通知します。その際、審査会のための書類(申請書一式の副本)を10部ほど、両面コピーで求める予定です。

③ 評価

審査会で、審査項目に対して評価します。

(3) 市長への答申

審査会は、上記審査の結果を市長に答申します。

(4) 開設運営事業者の決定

市長は、書類審査の結果及び審査会の答申などを勘案し、事業計画が適切と認められる応募事業者を開設運営事業者として決定します。

(5) 選定結果の通知及び公表

結果については、速やかに応募事業者に対し通知するとともに公表します。公表する際は、松山市保育・幼稚園課のホームページで行います。

公表する際は、応募のあった全事業者の結果を公表しますが、決定者以外の名称は公表しません。

(6) 申請書類の公表

提出された認可申請書又は認定申請書及び添付書類は、松山市情報公開条例に規定する公文書として取扱われ、開示請求があった場合原則として開示されます。

4. その他注意事項

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項（別紙を含む）の記載内容及び条件をすべて承認したものとみなします。従って、疑問点がある場合は本申請を行う前に問い合わせてください。
- ② 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正書類の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ③ 審査会の対象ではない応募事業者に対して、申請書一式の副本を1部、両面コピーで求める予定です。市の方から提出を求めますので、その後提出してください。
- ④ 法人の本部（本店）及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がありますので、その場合はご協力をお願いします。
- ⑤ 応募に係る一切の経費は、審査結果にかかわらず応募事業者の負担とします。提出された書類は返却しません。
- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 応募書類などが提出期限を遅れて提出された場合。（ただし本市が必要に応じて追加資料の提出を求めた場合を除く。）
 - イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合。
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - オ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。
 - カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合。
- ⑦ 本要項の記載内容については、国及び松山市の制度改正に伴い、変更する場合があります。
- ⑧ 事業の認可・認定後に松山市が運営・保育内容・会計処理について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- ⑨ 各施設・事業の認可・認定は、書類審査及び松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の審議を経て決定するため、場合によっては認可・認定とならないことがあります。
- ⑩ 認定こども園の長となる者は申請時に必ず決めておく必要があります、やむを得ない事情がある場合を除き、決定後は認定こども園の長の変更を認めません。

- ⑪ 認定こども園の認可・認定を受けるにあたり、事業拡大や工事等がある場合は、近隣住民への理解を十分に得ることを心がけてください。
- ⑫ 決定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上認める場合があります。
- ⑬ 決定者は、提出書類に記載された事項に虚偽事項もしくは重大な違背行為があると認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、決定者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- ⑭ 認可・認定を受け、市の確認を経て事業を開始した後は、子ども・子育て支援新制度施設型給付を受けて運営することになりますので、公定価格の試算ソフトなどで、運営についてあらかじめシミュレーションされることをおすすめします。
- ⑮ 認可・認定を受け、市の確認を受けると、認可・認定基準の他に、運営に関する基準を満たす必要があります。（国の基準をもとに市の条例で規定しています。）
 - 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ⑯ 保育所以外から保育所型認定こども園の認定を受ける場合は、保育所の認可が必要になりますので、ご注意ください。
- ⑰ 現在、幼稚園で実施している私学助成での預かり保育は、新制度の枠組みでは原則、一時預かり事業（幼稚園型）に移行することになります。
- ⑱ 内閣府ホームページで、本制度や公定価格に関するよくある質問と回答が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。
（内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>）

5. 応募資格について

幼保連携型認定こども園の認可及び幼稚園型・保育所型認定こども園の認定の申請に基づく応募書類の提出をする者は、次の（１）から（６）に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- （１）教育・保育事業に熱意と理解を持ち、事業所の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- （２）松山市の教育・保育事業の一翼を担う事業であることを十分理解し、市が行う教育・保育行政に積極的に協力できること。
- （３）学校教育法、認定こども園法、社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び松山市の指導を遵守できること。
- （４）幼保連携型認定こども園の場合は、「松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、を、幼稚園型・保育所型認定こども園の場合は「松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」を熟読し、理解すること。
- （５）以下の各号に掲げる類型ごとに、当該各号に掲げる要件を満たすこと。
 - （ア）幼保連携型認定こども園の場合、認定こども園法第１７条第２項第１号から第７号に掲げる者に該当しないこと。
 - （イ）幼稚園型・保育所型認定こども園の場合、認定こども園法第３条第５項第１号から第４号に掲げる者に該当すること。（社会福祉法人又は学校法人の場合は、第

4号に該当すること。)

(6) 次のアからタのいずれにも該当しないこと。

- (ア) 松山市内において、都市計画法の制限又は規制に違反している者。
- (イ) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体。
- (ウ) 県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体。
- (エ) 松山市税を滞納している法人その他の団体。
- (オ) 松山市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- (カ) 暴力団(松山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体。
- (キ) 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体。
- (ク) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体。
- (ケ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体。
- (コ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体。
- (サ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体。
- (シ) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者。
- (ス) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- (セ) 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- (ソ) 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (タ) 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。